

# 令和5年度上期「ひょうご子ども・若者応援団」

## 一般助成事業 募集要領



### 1 事業の目的

公益財団法人兵庫県青少年本部（以下「青少年本部」という。）では、企業や社会奉仕団体、個人等から託された寄付金を原資として、地域の青少年団体やグループが行う青少年育成活動を支援する「ひょうご子ども・若者応援団」助成事業（以下「助成事業」という。）を実施し、青少年の健全育成を推進します。

### 2 助成対象団体

青少年の健全育成を目的として活動を行っている団体・グループ（以下「団体等」という。）であって、次の各号の条件をすべて満たすものとします。

- (1) 定款又は規約等の会則を有し、代表者又は責任者が明確であるとともに、定款又は規約等の中に、**青少年の健全育成**に取り組む旨の趣旨が記載されていること。
- (2) 5名以上の会員又は構成員を有し、団体等として独立した経理を行っていること。
- (3) 兵庫県内に活動拠点を有し、県域で1年以上活動していること。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (5) 暴力を用いる反社会的行動をしていないこと。
- (6) 活動が公共の福祉に反していないこと。

### 3 助成対象事業

助成事業の対象は、次に掲げる**青少年の健全育成を目指す事業**です。

なお、オンライン参加による事業も含まれます。

- (1) 青少年の自然体験
- (2) 青少年の社会参加
- (3) 青少年の非行防止
- (4) 青少年のリーダーの養成
- (5) 青少年の自立支援
- (6) 青少年の国際交流
- (7) 青少年を含む世代間・地域間交流

### 4 助成対象外事業等

次のいずれかに該当する事業等については、この要領に基づく助成対象から除外することとします。

- (1) 国、県、市町から助成を受けている事業
- (2) 他の団体に対する補助・委託を目的とした事業
- (3) 団体の本来業務の事業（入団式等）、メンバーシップ事業（一般からの参加者募集をせず、その団体の構成員のみを対象とした事業）
- (4) 青少年本部の助成（プレーパーク等）との併用実施事業
- (5) 常設して行われる事業に対し必要な経費（維持・運営経費）

## 5 助成の金額、事業実施対象期間及び募集期間

---

- (1) 助成金額 「定額助成」  
1件当たり10万円を限度とします。(千円未満は切り捨て、予算の範囲内)  
なお、採択された事業にあっても助成対象経費が助成決定額に満たない等の場合には、助成額は減額となります。
- (2) 助成件数  
25件程度。当該年度の採択は、1団体につき1件とします
- (3) 事業実施対象期間  
令和5年4月1日(土)から令和5年9月30日(土)まで
- (4) 募集(申請書受付)期間・提出方法  
令和5年1月24日(火)から2月14日(火)まで ※必着  
(原則として電子メール。郵送・持参も可)

## 6 募集要件・手続き

---

- (1) 応募要件等
- ア 前記、「2 助成対象団体」、「3 助成対象事業」の要件を満たしていること。
- イ 助成実績が通算3回(年1回)までであること。  
助成実績が通算3回となった団体は、3回目の助成年度の翌年度から2年間は申請をすることができません。2年経過後は、原則として異なる事業での申請は可能となります。
- (2) 応募手続き
- ア 応募をしようとする団体等は、以下の申請書類を青少年本部に提出してください。
- ① 令和5年度上期「ひょうご子ども・若者応援団」一般助成事業申請書  
(様式第1号、別紙1-1、別紙1-2の計3枚)
  - ② 定款又は規約等の会則(会則がない場合はご相談ください。)
  - ③ 役員・構成員名簿
  - ④ 前年度決算書
  - ⑤ 団体等紹介パンフレット、事業のチラシなど、活動内容が分かる資料(様式は自由)
- イ 提出された申請書類は返却しません。また申請書類の記載内容は、当該審査以外には使用することはありません。

## 7 採択・不採択

---

- (1) 青少年本部が助成事業の申請を受理し、事業推進委員会における審査を経て適当と認められるものについては助成を決定し、令和5年度上期「ひょうご子ども・若者応援団」一般助成事業決定通知書(様式第2号)により当該助成金の交付を申請した者に通知します。  
なお、適当と認められなかったものについては、令和5年度上期「ひょうご子ども・若者応援団」一般助成事業決定通知書(様式第2-2号)により通知します。
- (2) 通知後の助成金額の増額変更は認められません。
- (3) 過去に助成を受けた事業については、減額される場合があります。

## 8 支援の対象経費及び自己資金について

### (1) 助成対象経費

助成の対象となる経費（消費税込み）は、当該事業の遂行に必要な以下の経費です。

費 目	対象となる経費
① 謝 金	外部から招聘するセミナー等の講師、キャンプ・野外活動等の専門技術指導者等にかかる報償費・謝金 ※助成対象経費の1/3以内の額で、33,000円を限度とします。(助成対象経費に変更があった場合でも適用)
② 旅 費	同上の講師等の旅費(実費)、スタッフの事業参加のための交通費(実費) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           自家用車使用の場合、出発地から目的地又は帰着地までの全行程の距離(km)×〇円(距離単価)で計算してください。            距離単価は各団体で設定してください。(37円以下)         </div> ※助成対象経費の1/2以内の額で、50,000円を限度とします。(助成対象経費に変更があった場合でも適用)
③ 需用費	事業実施に必要な資材等の購入費、食材(青少年が調理をする場合に限る。)、消耗品、文房具等、耐久消費財にあっては1品5,000円未滿かつ総額5,000円以内の物品 ※事業遂行に必要なものに限る。
④ 印刷製本費	事業実施に必要な資料、チラシ等の印刷費及びデザイン費 ※助成対象経費の1/3以内の額で、33,000円を限度とします。(助成対象経費に変更があった場合でも適用)
⑤ 役務費	事業実施に必要な郵券代、通信費、保険料、会場設営費等
⑥ 使用料	・会場使用料、事業に使用する機材のレンタル・リース料等 ・移動を伴う事業にあっては、バスなど車両の借上げ経費 ※ 使用料のみの助成金不可
⑦ その他経費	その他、特に事業の執行に必要と認められる経費

### (2) 助成対象外経費

以下の経費は対象外とします。

費 目	対象とならない経費
① 謝 金	助成する団体等の役員・構成員への謝金
② 旅 費	一般参加者の交通費、宿泊代、自家用車等のガソリン代
③ 需用費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備品・装置の設置費及び既存の備品等の修繕費</li> <li>・ 事業に直接関係のない消耗品、他者に対する寄付金・分担金・会費等</li> <li>・ 構成員および参加者に対する参加賞・景品等</li> <li>・ おもちゃ(テレビゲーム・カードゲーム・ボードゲーム等)</li> <li>・ 食糧費(ただし、当該事業に必要な不可欠な食材については認める場合があります。)</li> <li>・ 一品5,001円以上の耐久消費財</li> </ul>
④ その他経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体等の管理運営費(人件費・賃料・光熱水費・電話代等)に相当するもの[会場として自宅や団体所有物件(賃貸契約を含む)を使用する場合の使用料に相当するもの(水道・光熱費を含む)]</li> </ul>

### (3) 自己資金等

自己資金については、事業への一般参加費、主催団体の自主財源、主催団体の構成員の負担金、民間団体・支援者からの助成等を充てることとします。

### (4) 助成事業費の執行

助成事業費は、助成を受けた団体の代表者、又は代表者に準ずる者の責任において執行することとします。

なお、助成事業費は、その執行が適正でないと認められた場合、又は事業が変更・中止された場合等には、助成の決定を取り消し（様式第3号）、支払った助成金の返還を求めることがあります。

## 9 助成事業の変更、中止又は廃止について

(1) 助成事業決定通知を受けた団体等は、次に掲げる変更等を行おうとする場合は令和5年度上期「ひょうご子ども・若者応援団」一般助成事業助成決定内容変更承認申請書（様式第4号）、又は令和5年度上期「ひょうご子ども・若者応援団」一般助成事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を提出してください。

- ① 助成事業の内容の変更（日付変更等の軽微な変更を除く。）
- ② 助成事業の中止または廃止

(2) 前項の申請に対し申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を令和5年度上期「ひょうご子ども・若者応援団」一般助成事業変更承認通知書（様式第6号）、又は令和5年度上期「ひょうご子ども・若者応援団」一般助成事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、申請者に通知します。

(3) 変更承認申請書の提出がない場合、申請時にない経費は認められない場合があります。

## 10 助成事業の実績報告及び額の確定と支払

(1) 事業実績報告書及び助成費請求書の提出

事業の完了後30日以内に、令和5年度上期「ひょうご子ども・若者応援団」一般助成事業実績報告書（様式第8号）、事業内容がわかるチラシ及び事業記録としての写真（データ）を提出してください。

なお、事業完了後特別な理由がなく、30日以内に実績報告書を提出されない場合には、助成金を取消す場合がありますので厳守して下さい。報告が遅れる場合には必ず担当者まで連絡をしてください。

(2) 証拠書の添付

上記事業実施報告書に、下記の対象事業経費にかかる証拠書（レシート・領収書・払込書の写し等）を添付してください。

領収書・払込書提出の際は購入商品等がわかるよう納品書もしくは請求書を提出してください。支払い内容等が確認できない場合は対象外とします。

なお、支払いがあった会議・プログラム等の開催概要（実施年月日、実施場所、参加者名簿又は人員等）を実績報告書に記載してください。

費 目	証 拠 書 (写 し)
① 謝 金	・ 謝金・旅費の計算書 ・ 支払った相手方の受領書
② 旅 費	
③ 需用費	・ 対象経費の請求書・納品書（納品・支払内容・数量等がわかるもの） ・ 対象経費のレシート・領収書（購入商品等が明確にわかるもの）・ 払込書
④ 印刷製本費	
⑤ 役務費	
⑥ 使用料	
⑦ その他経費	

### (3) 助成事業費の確定

ア 事業実績報告書の提出を受け、適正と認めるときは、助成対象事業費及び助成費を確定し、令和5年度上期「ひょうご子ども・若者応援団」一般助成事業助成金確定通知書（様式第9号）により通知します。ただし、確定した助成金額が、交付決定額と同額であるときは、通知を省略します。

イ 申請額よりも対象経費額が下回った場合、対象経費分のみ助成対象とします。

### (4) 請求及び支払

助成団体からの令和5年度上期「ひょうご子ども・若者応援団」一般助成事業助成金請求書（様式第10号）の提出を受け、これに基づいて申し出の銀行口座等に振込等により事業費を支払います。

### (5) 帳簿等の保管

助成団体は、助成事業にかかる収支を記載した帳簿、又はこれに類する書類を保管してください。また、これの提出を求めることがあります。

## 1.1 活動助成事業の公表等

助成団体は、プログラム、チラシなどに当事業のロゴマークを記載するなど「ひょうご子ども・若者応援団事業」の助成事業であることを明記してください。助成事業の実績は、青少年本部の広報媒体等で公表します。※希望があれば写真は載せません。

## 1.2 提出先（問合せ先）

令和5年度上期「ひょうご子ども・若者応援団」一般助成事業申請書は、Eメールまたは郵送・持参にて兵庫県青少年本部「ひょうご子ども・若者応援団」あてに提出してください。

※申請事務の簡素化のため、押印を廃止しましたので、メールでの提出が可能となりました。

〒650-0011 神戸市中央区下山手通 4-16-3 県民会館 8 階

公益財団法人兵庫県青少年本部 「ひょうご子ども・若者応援団」担当 まで

TEL 078-891-7410 FAX 078-891-7418

HP アドレス <https://www.seishonen.or.jp>

Email: [ouendan@seishonen.or.jp](mailto:ouendan@seishonen.or.jp)

